

「SoftBank Air サービス規約」新旧対照表

改定前 (2023年10月2日付)	改定後 (2023年12月13日付)
<p>第12章 購入した接続機器に関する特約 第45条（故障、交換等）</p>	<p>第12章 購入した接続機器に関する特約 第45条（故障、交換等）</p> <p>1. 会員が購入した接続機器が、その保証期間中に、正常な使用状態で故障、破損等(以下「故障等」といいます。)により正常に動作しなくなった場合、当社は、会員に対し、正常に動作する接続機器を提供します。この場合、接続機器が全部滅失して返還が不能な場合を除き、会員は当社が別途定める方法に従い、正常に動作する接続機器を受領したことを当社が確認した日の属する月の翌月20日までに、故障等の生じた接続機器を当社が指定する場所に返還するものとします。なお、上記期日までに故障等の生じた接続機器が返還されなかった場合、会員は、それによって生じた当社の損害について損害賠償金を支払うものとします。</p> <p>2. 会員が購入した接続機器が、その保証期間の終了後、正常な使用状態で故障等により正常に動作しなくなった場合は、接続機器が全部滅失して返還が不能な場合を除き、会員は、別途定める「修理交換料金」を負担することにより、正常に動作する接続機器との交換を請求することができることとします。この場合、会員は当社が別途定める方法に従い、正常に動作する接続機器を受領したことを当社が確認した日の属する月の翌月20日までに、故障等の生じた接続機器を当社が指定する場所に返還するものとし、上記期日までに故障等の生じた接続機器が返還されなかった場合、会員は、「修理交換料金」に加えて、それによって生じた当社の損害について損害賠償金を支払うものとします。接続機器が全部滅失して返還が不能となった場合は、会員は、接続機器のレンタル契約または接続機器の再購入を当社の定める方法により行うこととします</p> <p>3. 会員の責めに帰すべき事由、又は火災、地震、落雷、風水害、その他天災地変、異常電圧などの外部的要因</p>

	<p>その他の不可抗力に基づき、接続機器が故障等により正常に動作しなくなった場合は、接続機器が全部滅失して返還が不能な場合を除き、会員は、別途定める「修理交換料金」を負担することにより、正常に動作する接続機器との交換を請求することができます。この場合、会員は当社が別途定める方法に従い、正常に動作する接続機器を受領したことを当社が確認した日の属する月の翌月 20 日までに、故障等の生じた接続機器を当社が指定する場所に返還するものとし、上記期日までに故障等の生じた接続機器が返還されなかつた場合、会員は、「修理交換料金」に加えて、それによって生じた当社の損害について損害賠償金を支払うものとします。接続機器が全部滅失して返還が不能となつた場合は、会員は、接続機器のレンタル契約または接続機器の再購入を当社の定める方法により行うこととします。</p> <ul style="list-style-type: none"> 4. 当社が何らかの理由で接続機器の交換が必要と判断した場合には、当社は、接続機器と同等・類似の機能を備えた他の接続機器に交換することができるものとします。 5. 接続機器の盗難・紛失が生じた場合、会員は、接続機器のレンタル契約または接続機器の再購入を当社の定める方法により行うものとします。 6. 会員が本条の定めに従い故障等の生じた接続機器を当社に返還するにあたっては、当社は、接続機器返還先住所について別途定めるものとし、返還に要する費用は会員の負担とします。 7. 会員が購入した接続機器の故障等に関する当社の責任は、当社に故意又は重大な過失がある場合を除き、本条に定める対応を実施することに限るものとします。
第 46 条（接続機器の利用停止）	<p>第 46 条（接続機器の利用停止）</p> <p>第 45 条の交換により、当社が送付した交換用の接続機器を受領したにも関わらず、同項に規定する期日までに故障等の生じた接続機器を返却しない場合、接続機器の利用を停止することができます。</p>
第 47 条（ファームウェアのバージョンの更新）	<p>第 47 条（ファームウェアのバージョンの更新）</p> <p>ファームウェアのバージョン更新に起因して接続機器</p>

が正常に作動しなくなった場合は、第45条（故障、交換等）の定めを準用するものとします。